

子育て支援員研修制度に関する検討会  
専門研修ワーキングチーム（社会的養護）  
第3回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

子育て支援員研修制度に関する検討会  
第3回専門研修ワーキングチーム（社会的養護）  
議事次第

日時：平成26年11月4日（火）16:00～18:07

場所：経済産業省別館11館1107号各省庁共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）子育て支援員専門研修（社会的養護）の課目・内容等の検討
- （2）子育て支援員専門研修（社会的養護）ガイドライン（案）について
- （3）子育て支援員専門研修（社会的養護）修了者の具体的な活用策について
- （4）その他

3. 閉 会

○新保座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回「『子育て支援員研修制度に関する検討会』専門研修ワーキングチーム（社会的養護）」を開催いたしたいと思います。

構成員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただき、本当にありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局より資料の確認と構成員の出席に関する報告をさせていただきたいと思います。お願いします

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

最初に、議事次第がございます。

資料1「社会的養護における子育て支援員研修制度のイメージ（案）」

資料2「第2回専門研修ワーキングチーム（社会的養護）での主な意見と論点等」

資料3「子育て支援員専門研修（社会的養護）の科目・内容（素案）および見直し」

資料4「子育て支援員専門研修（社会的養護）都道府県認定研修ガイドライン（素案）の概要」

以上、お手元でございますでしょうか。

次に、構成員の出席状況でございます。本日は薬師寺座長代理、小木曾構成員が所用により御欠席でございます。

以上でございます。

○新保座長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、前回いただいた御意見を参照して、具体的に研修科目・内容の検討を行いたいと思います。次にガイドラインの素案についても検討し、最後に研修終了後の具体的な人員の活用策についての検討を行いたいと思います。

では、初めに、社会的養護における子育て支援員研修制度のイメージ、そして前回の御意見を踏まえた論点、それから議題（1）の研修科目・内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 先週に引き続きまして、本当にありがとうございます。

いただきました御意見をもとに修正を加えておりますので、御説明させていただきます。資料1～3までを使いながら御説明したいと思います。

まず、資料1「社会的養護における子育て支援員研修制度のイメージ（案）」ということで、前回御説明させていただいたところで、資料2の1枚目の1ページをごらんいただきますと、イメージ（案）についての御意見をまとめております。

この御意見としまして、右側の緑色の三角で「子育て支援員の専門研修（社会的養護）」の部分で社会的養護への入口としたところ、その上の三角の3段、職員のキャリアアップの具体的道筋として、それがつながった図になっていたのですけれども、そのような図であると、この社会的養護への入口の子育て支援員専門研修を修了するとすぐに職員になるというイメージになっているのではないかというご指摘でございます。実際には、保育士等の資格を取得するとか、児童福祉事業に3年以上従事する、指定された研修を受講する

など、プロセスが必要であるために、誤解されない図にする必要があるのではないかと  
いう御意見をいただきました。その点を踏まえて、真ん中に「資格取得経験年数・指定され  
た研修受講等」があって、それを踏まえて職員になっているという形の図に変更しており  
ます。これが資料1でございます。

資料2が、今、1ページ目を御説明いたしましたけれども、2ページ目以降、活発に御  
意見をいただきました。議事録が間に合っておりません中で作成いたしましたので、私の  
メモの範囲で記載しておりますので、勘違いなどがあればまた御修正いただきたいと思  
うのですけれども、御意見をまとめております。項目ごとにまとめております。最初に【受  
講対象者】についてということで御意見がございました。

大学生を想定しての御意見だったと思いますが、大学生が受講することによって、将来  
の進路として社会的養護の支援者となる道を選択する機会が広がるのではないかと。ただ、  
大学4回生で実習に来られたり、そういう機会をつくっても、もう既に就職先を決定され  
ていることも多いので、2回生や3回生の受講が望ましいのではないかとという御意見でし  
た。

2つ目が、保育士や社会福祉士の国家資格に不合格だった場合に、この研修を受講して  
補助的職員として働きながら、次の試験を目指すというのはいかがでしょうか。

あるいは、社会福祉士や嘱託医、看護師など既に資格をお持ちの方々も、高齢者や障害  
者の支援に携わってこられた場合に、社会的養護についての知識や経験が不足している場  
合もあるので、本研修は開講されているのであれば、幅広く受講者として受け入れること  
で学びの機会を提供できるのではないかとという御意見がございました。

新生児里親として委託をする場合に、例えば保育士資格を持つけれども、新生児にかか  
わったことがないという方ですとか、子育て経験がないなどの場合に、知識ではわかって  
いても実際子どもさんを目の前にしたときにどう接したらよいかわからずに戸惑うことが  
ある。子育て経験のある主婦の方のほうがスムーズに接することがあるということから、  
資格取得をされた方も、社会的養護を知る機会を提供する必要があるという御意見。

施設入所中の高校3年生ぐらいでアルバイトをしている場合もあるけれども、アルバイ  
トをする方が本研修を受講した後、施設での補助的職員として働くことも考えられるので  
はないか。その経験を生かして、将来社会的養護の支援者となってくれる人材確保につな  
がればということも御意見いただいております。

こちらにつきましては、論点の方向性としましては、御意見も踏まえて、ガイドライン  
に出口の活用も踏まえて、活用モデルを提示してはどうかということで、資料4にまとめ  
ておりますので、後半のほうのところで見ただければと思っております。

3ページ目は、科目についての御意見もいただいております。

科目につきましては、思春期の問題行動の受けとめ方、子どもの性的問題が多発してい  
ることへの対応、自立に向けて行われているライフストーリーワークや子どもにとっての  
自立など、科目の中で学びに含めてはどうか。

現在施設で「子ども未来塾」として学生を受け入れて、3年～5年目の職員が施設勤務を志望した動機などを話した後ですとか、ドキュメンタリー番組を鑑賞した後に、グループワークという形ですとか、行事に参加してもらうなどの取り組みを行っている。これは御紹介ということで、科目受講の形式というか、演習とかそういう形を参考にするということで御意見をいただきました。

第1回の委員の意見でもあったように、DVについて明示してもらいたいということですが、「保護者の抱える課題の理解について」のあたりで明記してもらいたいということ。

記録の作成については「ケース記録」と書いてあったのですが、子どもや家庭を「ケース」と呼ぶのは抵抗があるので、単に「記録」でよいのではないかと。記録には全ての日誌を含むと記載しておるとのことです。

子どもの権利について、詳しい内容は時間的にも難しいものの、国連の「児童の権利に関する条約」「子どもの代替養育に関するガイドライン」について紹介だけでも入れてほしいという御意見。

「愛着障害について理解する」ということを記載してもらいたい。

子どもの遊びについては、「社会的養護を必要とする子どもの遊び」と限定してもらいたい。一般の遊びとは違って、性的なことの配慮とか、特に配慮すべきことがあるので、そういうことを限定して伝えたい。基本的な原則として、例えば、楽しいことですとか、体を使うこと、自発的であり、自分で拒否できること、人とつながった遊び、自分でコントロールできることなどの例示もいただきました。

これらの御意見につきましては、科目等の素案を修正して記載しております。

次の4ページの【科目等について②】でございます。

1つ目、保護者への支援として「ペアレントトレーニング」と挙げられているのですが、支援者のほうがペアレントトレーニングのスキルを身につけていることが必要ではないかという趣旨での御意見がありました。例えば、靴を脱ぎっぱなしの子どもに「ちゃんとしなさい」と言うのではなくて「靴をそろえて脱ぎましょう」という言葉がけ、そういうスキルが要るということで、コモンセンス・ペアレンティングのような支援技術を含めてはどうかという御意見でした。

援助技術で「傾聴と共感」とだけ記載していたのですが、それに「コミュニケーション」ということを明記してはどうかと。この傾聴と共感をどのように伝えるかが重要であるという御意見。

実習につきましては、複数の御意見がございまして、まず、少ないのではないかと。子どもを実際に目にする、実感することが大切という御意見です。単に施設についての見学というのであれば、映像による学習で十分ではないかという御意見でした。

もう一つの御意見は、実習を受け入れる施設等からすれば、入れかわり立ちかわり、実習者が入ってくることは子どもにとっての二次被害につながることもあり得るので、実習ではなく演習で置き換えられるのではないかとという御意見です。

社会的養護の入り口としての位置づけであれば、実習は施設等を映像で理解することでよいのではないかという御意見。

実習等の御意見はそのような点でしたけれども、そのほかの御意見では、自立支援やアセスメントの作成と意義を理解することを含めるべきではないか。社会的養護と自立支援ということを含めてはどうか。

科目とするものと、ガイドラインに落とし込むものと分けてはどうか。自治体は本研修を実施する際に漏れないようにガイドラインに具体的な内容を盛り込んではどうかという御意見でした。

これらの御意見につきましては、科目等を修正する部分とガイドラインのほうを修正して、掲載する部分のほうに盛り込んでみてはどうかという修正案を載せさせていただいております。

5ページの【活用策について】も御意見をいただきました。

まず、母子生活支援施設においては、入所者は母子家庭の0.3%と言われていて、地域のひとり親家庭の支援として、切れ目のない支援、ニーズに応じた支援を検討している。特に、アウトリーチということで考えておられるわけなのですが、例えばアフターケアですとか、地域のひとり親家庭の子育て支援等に本研修修了者がかかわってくれるということが活用策として考えられるのではないか。

それを活用した中身としても、具体的に挙げていただいております、退所後の地域で中高生の集まれる場所づくり、学習支援などのスタッフとして、この研修修了者が携わってあげることが考えられるのではないかという御意見でした。

本研修修了者が社会的養護の支援者として活用するためには、具体的にどのように結びついていくのかということを確認しておくことが必要ではないか。特に自治体の立場として御参加いただいております薬師寺座長代理のほうの意見でしたけれども、施設のお立場の方の御意見を伺えたらということでした。

それらを含めて、本研修修了者の就労について、出口の方策として議論に加えていただきたいということで、項目に挙げてもらいたいという御意見でした。

これは、活用策をガイドラインのほうに骨子案として記載しておりますので、後半のほうで御議論いただければと思っております。

このような御意見を踏まえまして、資料3をごらんください。こちらが科目・内容とその御意見を踏まえた見直しでございます。

重複するところもございまして、修正した赤字の部分を少しごらんいただければと思っておりますけれども、まず「1. 社会的養護の理念」の中で「(1) 社会的養護の理解」の内容の欄に「⑤社会的養護と自立支援」ということを加えました。目的の欄に「社会的養護における子どもの自立支援について、アセスメントや自立支援計画の意義を含めて理解する」としております。

黄色の部分には、先ほど申し上げました御意見を再掲しておりますので、ちょっと省略

させていただきます。

「(2) 子どもの権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理」という科目では、目的の欄に「児童の権利に関する条約」、それから「『子どもの代替養育に関するガイドライン』を踏まえ、そこに掲げられた子どもの最善の利益を尊重した支援の提供のため、子どもの最善の利益について理解する」と追記しております。

2 ページ目の「2. 対象者の理解」の(3)「保護を必要とする」を「社会的養護を必要とする子どもの理解」と変えております。

時間数は90分なのですが、講義と演習ということで、演習をつけ加えております。

内容の①「ライフステージごと」というところを「発達段階ごとの理解」と変えております。

目的の③、保護者の分離を体験した子どもの特性や「愛着障害について」理解するということをつけ加えております。

「(4) 家族との連携、地域との連携」とございますけれども、前回これは分けて各項目ごとに60分ずつの時間を必要とするという御意見がございましたので、(4) (5) と2つに分けて60分ずつにしております。

「(4) 家族との連携」のほうには、「③保護者支援の実際」としまして、目的として「ペアレントトレーニングなどの保護者支援の実際を理解する」としております。

目的の「②保護者の抱える困難」のところに「(障害、DV、貧困等)を理解する」とこちらに記載しております。

「(5) 地域との連携」を一つの科目として独立させまして、内容の「①関係機関の理解」、目的としては子どもを支援する関係機関、保護者を支援する関係機関の名称や役割を理解する。

「②地域との連携の意義」目的としては、「地域に開かれた養育のため、地域との連携の意義を理解する。」

③より専門的な支援を必要とする場合の関係機関、医療機関等との連携について。目的としては、「より専門的な支援を必要とする子どもに対する関係機関との連携について理解する」としております。

3 ページの「支援技術」になります。科目がふえましたので、(5)が(6)となっております。

「社会的養護を必要とする子どもの遊びの理解」としております。こちらは講義と演習を合わせて90分だという御意見がありましたので、修正案を載せております。

3 点目に「配慮すべきこと」ということを内容の欄で言うております。

目的の欄は、①に「子どもの遊び」としておりましたのを、「社会的養護を必要とする子どもの遊び」としました。

番号がちょっとずれているかもしれないのですが、年限に応じた遊びについて理解するということと、3 番目に「基本的原則と配慮すべきことを理解する。」ということ

を加えております。これは番号を消しただけなので、ちょっと番号がずれてしまいますね。④になるのですね。②に乳幼児期からの遊びと年齢に応じた「遊び」というのがちょっと意味が似ているかもしれないですけども、項目としては2つに分けていますので、内容と目的の数がずれています。

「(7) 支援技術」ですけども、これは演習で60分としております。①の「傾聴と共感」を「傾聴と共感等のコミュニケーション」としてしております。目的のところ「対人援助の基本である傾聴と共感の伝え方等について理解する」と追記しております。

内容の「③記録(日誌を含む)の書き方」ということで、内容の下まで行きますけれども、「④個人情報の保護」としまして、目的のほうで②の生活場面での関わり方では、「ほめ方、しかり方」ということをつけ加えました。

記録のほうの「③日誌を含む記録の書き方として、客観的事実と評価情報を区別することを理解する」「④個人情報の保護と情報開示について理解する」といたしております。

4 ページ目の「(8) 緊急時の対応」は、基本研修のほうで時間をとらずに各専門研修でとるということで、本体の検討会のほうで言われておりますので、こちらのほうに独立した科目をつくりました。60分で内容が4つ、「①子どもの発達段階における事故防止」「②緊急時の連絡体制について」「③配慮を要する対応について」「④現場で起こりうる危機場面について」としまして、目的は「①事故を未然に防ぐ予防策や緊急時の対応について理解する」「②緊急時の連絡対応について理解する」「③食物アレルギー等の対応について理解する」「④子ども間の暴力等の危機場面の対応について理解する」としております。

以上の項目が7科目10時間という素案でございましたけれども、8科目の9時間という修正案になっております。

5 ページ目は「4. 実習」の科目でございます。こちらのほうは御意見がいろいろございまして、もともとの原案のほうが素案となっておりますけれども、実習180分ということで、2つの目的を1つしております。

御意見いただきましたA案といたしましたのが、実習を60分、「社会的養護の現場を見学」ということで、施設の概要と実際の施設現場を理解するということです。

B案は、実習の時間をしっかりとるということで360分、内容が「①社会的養護の現場の理解」「②子どもとの対応の実際」ということで、目的が「①施設の概要と実際の施設現場を理解する」「②子どもとの対応の実際」

3つ目が施設等演習ということで、「実習」ではなく「演習」に置きかえるという試案を示しております。時間のほうは特に御意見はなかったのですけれども、演習ということで120分と設定いたしまして、「①社会的養護の現場の理解(映像)」「②支援者等のグループワーク」によりまして、目的としては「①施設の概要を理解する(映像鑑賞等)」「②施設職員等とのグループワークなどで実際の業務について理解する」としております。

それぞれA案が1時間、B案が6時間、C案は2時間となります。

最後のページに、比較をしやすいように左側の緑色が本体の検討会で議論されました基本検討の現行案でございます。それから青色の部分が、こちらの専門研修の案でございますが、実習1件の部分では、重複した項目に対して別の御意見というのはなかったのですが、特に挙げておりませんが、A案のみにしております。実習に関しまして御意見がございましたので、A案、B案、C案として並べております。

合計時間等比較していただきやすいように記載した表になっております。

以上でございます。

○新保座長 御説明ありがとうございます。

ただいま事務局からの全体のイメージと論点、それから科目・内容についての説明をいただきました。皆さん方からの御意見をいただければと思います。たくさんありましたので、一つ一つざっと見ていきたいと思います。

まず、資料1については、右側の図に対して、社会的養護の入り口であるということ強調する必要があるのではないかと御指摘があったので「子育て支援員専門研修」の上のところに「資格取得・経験年数・指定された研修受講等」という項目を入れていただいて、間があるよということを示していただくことをしていただいたようです。この1枚目の図について何か全体的にコメント、御意見等おありでしたら、お出しただけませんか。

お願いします。

○山本構成員 矢印で入れていただいているところで、理解される方は理解されると思うのですが、具体的にこちらの保育士の資格を取ると3年以上勤務しているとか、そういう要件をお書きになってくださったほうがよりわかりやすいのではないかなと思うのですが。と言いますのは、大学で児童福祉を勉強していないけれどもとか、私は高校しか卒業していない、無資格なのだけれども、どうしてもここで働きたいというお問い合わせが結構多くて、この制度ができますと、確かに誤解をされる部分は大きいかなと。でも、やはりこのいわゆる正規の職員として入るには、こういった資格は必要なのですよというところの説明はもう少し丁寧にしていただいたほうが、誤解がないのではないかなと現場としては思います。

○新保座長 かなり細かい規定がありますよね。これはどこまで書くのかというのが。

○山本構成員 難しいですかね。

○鈴木家庭福祉課長補佐 例えば、最低基準みたいな、そういう基準がありますよということを書けばいいということでしょうか。

○山本構成員 そうですね。気持ちはあるけれども、資格要件がないというところで、雇用に結びつかない方も割と多いので。

○鈴木家庭福祉課長補佐 1回目、2回目に抜粋を資料でお渡しさせていただきましたのですけれども、社会的養護にかかわっている支援職員の資格とか要件というのはさまざまございまして、かなり細かいのですね。イメージとして抜粋した形になっておりま

して、注意書きで詳細は細かい基準がありますとか、もしこれを参考にさせていただくのであれば、御案内でそれをお示ししているような一覧をつけるとか、そういう形で補わせていただく形にしております。ここに全てを書き切るのは難しく、一部の抜粋という形になっておるのですけれども。そこを一部の抜粋です、詳細がありますということをお知らせするような形にさせていただくということをお考えたいと思います。

○新保座長 では、そのような対応をお願いします。

今、何か。お願いします。

○湯澤構成員 済みません、私の理解が不足しているかもしれないのですけれども、この図はキャリアアップの具体的な道筋を示されておられて、キャリアアップしない図というのはあるのですか。キャリアアップということをお考えず、そもそもの子育て支援員としてだけ活動しますというような方はどこのイメージになるのですか。ここの「女性の活躍等」のところでしょうか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 この図の中にはちょっと載せていないのですけれども、もともとこの子育て支援員自体の活用策というのをガイドラインで示すということにはなっていて、これも幅広く今、御意見いただいているところなので、今あえて示しているとしたら、オレンジの「子育て支援員（社会的養護）」の枠が活躍の場ということになるのですけれども、こちらとしましては、それを踏まえて人材として、入り口として考えてキャリアアップしていただきたいという思いはございますので、こんな図になっております。

○新保座長 今の湯澤構成員の御指摘は、ここにとどまることを意図してやられる方がおられるだろうということですね。

○湯澤構成員 意識的にこの図を見ると、一番下が対象者のことが書いてあって、2番目が研修が書いてあって、3番目がそのキャリアアップの職種みたいな、職階みたいなことになっているのですけれども、そういうキャリアアップのための図ならばこれでよいと思うのですけれども、子育て支援員制度を説明するのはもっと別に図があるということで、一般の方が見たときに、それが必ずしもキャリアアップだけの制度ではないことがわかる図がもう一つあるということであれば、誤解がないと思うのですけれども。

○新保座長 そうですね。何かありますか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 子育て支援員全体の図というのは、本体のほうで示されておりまして、この中で社会的養護というものの位置づけをお考えたいということと、もともと支援人材を幅広く確保していくのに、職員であるとか、里親ということにつながっていただきたいという思いはありまして、そちらがちょっと強調された図になったかとは思っています。

○湯澤構成員 例えばなのですけれども、三角形の上のほうが一つのキャリアアップの活躍の場としてあるとすると、そうではない活躍というか、活動の場がこちらのほうにもあるわけですね。社会的養護の支援でボランティア等ということになるのでしょうか。そ

うという言葉がこちらにあって、矢印で、それに対応して何か研修というものが、ここから上に行く場合には専門研修が必要とか、この場合にとりか、何かそういう違うあらかわし方もあるのか、うまくこの場で言えず申しわけありませんけれども。済みません、またちょっと後で御相談でも構いませんか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 本体というか、今、公開されているもともとの研修イメージになりますが、これだと恐らく研修をした方がどういう業務につくかという形の図になっていると思うのです。この段階では、社会的養護に関しましては、補助的職員という例示にとどまっているのですけれども、特にほかのコースと違いまして、あらかじめ業務が決まっているのではなく、逆に、こういう研修を受けた人材をどう活用するかという検討になっていますので、今の段階で、ここに活用策を書き込むという段階になくて、皆さんの御意見をいただいている段階かと思えます。ただ、委員の皆様方にこの子育て支援員がどういうものなのかということの共通認識を持っていただきたいということから、このイメージ図の作成は始まっておりまして、この御議論が終わったところで、例えば活用策がこう考えられるということがありますと、少しその辺を盛り込んだこともできるかと思えますし、実際に活用されるようになっていきますと、こういう形で活用していますという図になるのかなとは思いますが、今の段階では、どういう意味合いが子育て支援員（社会的養護）にあるかという段階のイメージになっていると思えます。

○湯澤構成員 はい、わかりました。

○新保座長 今回の湯澤構成員の御発言で少し触発されたのですが、上のほうの3つが職員、人のことを書いてあるのですね。その下が「関心がある」とか、研修について書いてあるのですね。この間には、多分、補助的職員という言葉が入るのかもしれないです。補助的支援員、支援者。これを新人職員の下に入れるほうがわかりやすいかもしれないという気がしました。そうだとするならば、その間にある資格取得何とかというのは、その新人職員と補助的職員の間に入るのかなという感じがします。そのイメージのほうが、私もわかりやすいかなという気がしますので、もう少し工夫していただいてもいいですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 はい、わかりました。ありがとうございます。

御意見いただいたものを踏まえて、もう少し検討させていただきたいと思えます。

○新保座長 少しずつよいものにできたらありがたいなと思えますので、よろしく願います。

ほかに何かお気づきの点おありですか。それから、先ほどの山本構成員の御発言は、この資格取得のところのスペースをもう少し広くしたいという感覚をお持ちですか。

○山本構成員 今、先生がおっしゃってくださいました補助的職員の部分が入れば、かなり理解は進むかなと思えます。わかりやすくなると思えます。それで結構です。

○新保座長 では、その方向性でよろしいですか。ありがとうございます。

ほかにもし何かあれば。

いいですか。坂本構成員いかがですか。

よろしいですか。

資料2に進みたいと思います。

1 ページ目は先ほどのことを書いていただくということで、そのとおりにしていただいているかなと思います。

2 ページ目、2回生や3回生の受講が望ましいのではないか。これは既に児童養護施設などで、社会的養護の支援者となる道を紹介したりするためにこういう取り組みが行われているという情報を提供いただいたので、そのことについての記述だろうと思います。ただ、これをもし書くとすると、2回生や3回生は年齢で言うと19歳ぐらいから受講を可能とするということですから、私たちの見解は、大学生は受講可能な状態にしたいということが今のところの提案ということになるかと思います。これは、みずからが社会的養護の支援者になることを選択することを考えている大学生や専門学校の学生さんたちが、多分社会福祉士の実習や保育士の実習などに入る前の段階で、社会的養護の領域でこの研修を受けるという機会を提供したらどうだろうか。これは人材確保との関係の中でも有効な意味を持つのではないかという御提案が前回強くあったかなと思います。

これはよろしいですか。もし何かあったら。

それから2点目が、保育士や社会福祉士の不合格、これも補助的職員として働きながらということで、これも書いておいたらどうかという御提案がありましたね。

3番目は、看護師や医師、社会福祉士など、他の領域の知識があるけれども、社会的養護について、相対的にまだ少し知識不足かなと思われる方が、本研修を利用するということを明記してもよいのではないかということですね。

○坂本構成員 この部分の「高齢者や障害者の支援に携わってきた場合」というのは取ったほうがいいのではないですか。「看護師なども社会的養護の知識や経験が不足している場合がある」と。

○新保座長 その趣旨というのは。

○坂本構成員 趣旨としては、先生が言われたような他の分野で活躍してきているということはあると思いますけれども、高齢者、障害者と非常に具体的にになると書かないほうがかえってわかりみやすいかなと思います。

○新保座長 書かないほうがかえっていいだろうということですね。これは削除という方向でよろしいですね。「高齢者」から「場合、」のところまで削除させていただくと。これは前回の趣旨で、主として看護師とお医者さんをイメージされていたのですよね。

○坂本構成員 参加するのは難しいと思いますが、でも書いておくと利用される人もあるかもしれませんね。

○新保座長 次に、新生児里親として委託してという場合、これについてはいかがですか。保育士の資格を持っているけれども、新生児にかかわったことがない方に対して、この機会を提供するということです。

○芹澤構成員 逆に、子育て支援員は新生児に特化したプログラムを提供しているという

前提になってしまうのかなと思うのですが、保育士の資格を持つが新生児にかかわったことがないという部分が、内容としてちょっと気にはなるのですけれども、ではその子育て支援員は新生児に特化した、さらなる保育士への資格以上の学習をしてきているのかというイメージを持ってしまうのですが。

○新保座長 そうですね。私の記憶では、これは前回、保育士の資格を持っているけれども、学校を出てきてすぐの保育士さんと、もう一方で、家庭で子育て経験をされた方が新生児にかかわるといふものを見た場合に、資格を持っていらっしゃったとしても、経験として自分の子どもを育てていらっしゃる方が現実に行うことができる新生児へのかかわりのほうが、現実場面においてはより適切なことを行うことが多いように見えることからスタートした御意見なのだろうと思います。

ですけれども、今、芹澤構成員のお話をお聞きすると、この社会的養護分野の専門研修を受けるということは、保育士養成における新生児に関する教育ということよりも、こちらのほうがより高度なものである、より充実したものであるということを示しているように感じる。それに耐える内容であるかどうかということについてのお問い合わせなのだろうと思います。

これはいかがでしょうか。

○山本構成員 よろしいですか。

○新保座長 はい、お願いします。

○山本構成員 社会的養護にかかわってくる新生児の場合は、現実としてあるのですけれども、非常にかかわりづらい新生児、興奮性の高い新生児であったり、低体重出生が多かったり、そのために、看護師等であるとか、保健師等であるとかが積極的にかかわって子育てを支援するという現状がありますので、やはりこちらは少し誤解を生み出されやすいかなと思います。

○新保座長 その場合の誤解は、どういう誤解でしょうか。イメージは。

○山本構成員 ですから、むしろこの部分はなくてもいいのではないかな。

○新保座長 なくてもいい。もう一つの誤解というのは、同じ新生児でも保育士養成では行っているのは、社会的養護にかかわる新生児ではないというのが前半の御指摘だったかなと思うのですけれども、そこまでは詳しくできていないのではないかなという御指摘だったと思うのですが、そこに着目する必要は余りないですか。

○山本構成員 ないと思います。保育士だけが新生児にかかわるわけではなく、いろいろな専門職がかかわるのが、この社会的養護の現場になっておりますので、里親さんの養育の場合に、この新生児を養育される場合に、逆に言えば大きな支援が必要になるなということの裏返しにもなりますので、やはりなくてもいいのではないかな、誤解を呼びやすいかなと私的には思います。

○新保座長 もし御意見いただけるようでしたら、お願いします。

○佐野構成員 そうですね。私も新生児里親という言葉にとっても引かかる場所があり

ます。もしここを削除するとしたら、この上の段の「社会福祉士や嘱託医、看護師」と書いてありますが、医師であるとか看護師、保育士など専門資格を持っていても社会的養護についての知識や経験が不足している場合があるということで、ここに入れてしまってもいいのではないかと思います。

○新保座長 わかりました。今の御指摘は、下から2番目のものについては、その上の分野に保育士という言葉、社会福祉士、医師、看護師、保育士というものを上に入れると。4つの専門職について明示した上で、社会的養護についての知識や経験が不足している場合についてこの研修を受けて、学びの機会にしたかどうかという形で、上から3つ目の記述と一緒にしたらどうだろうかという御指摘だったと思います。

どうぞお願いします。

○佐野構成員 この新生児里親というのは、今、高齢者と同様に多くなってほしい分野だと思います。新生児里親を里親へ委託するときに、かなり周辺のサポートが必要になると思うので、一緒にしてしまわないで残してほしいと思います。

○新保座長 まず、保育士を上に入れて一般化するということは一つ構わないかもしれないけれども、だけれども新生児里親について別枠のものが一つ必要ではないかと。

○佐野構成員 新生児里親を委託するときに、それを支援する人としてこの子育て支援員さんがいる。新生児里親になろうとする人の場合は、乳児受託実習は受けるわけですが、ダブルで研修を受けたらいいのではないかとという表現にしてはどうでしょう。

○新保座長 そうすると、新生児里親についての研修として、今のところ科目とかその内容にかかわることになるのかなと思うのですが、具体的にはどの科目でどういう内容のものを入れたらいいかなとお考えですか。私たちが当面扱っているのは、受講対象者についてどうしようかということで、今、扱っているのですが、ここに新生児里親ということを入れるということになると、現実に社会的養護の科目の中に何か入っているという意味があるかなと思うのですけれども、どう思いますか。もし何か御意見があったらお願いします。

○山本構成員 済みません。新生児里親さんを補助するというか、支援する補助者としての育成をするというか、ちょっと言葉はうまく浮かばないのですけれども、補助する人として重要な位置を占めるという感じでもいいのではないかなと思うのですけれども。里親さんの支援をする場合、地域にその支援をする人をきちんとつくっていかなければいけないというところが大きな課題になっておりますので、里親認定を受けていらっしゃる方であっても、この子育て支援員のカリキュラムを受けていらっしゃる方が御近所にいらした場合には、その方が新生児里親さんなり里親委託への補助者となるというのはすごい力強い味方と思うのですけれども、そこが補助者としてというのがうまく言葉に入ればいいのかと思うのですけれども。

○新保座長 ありがとうございます。文案は少し御検討いただく必要がありますね。ちょっと専門官と坂本構成員とで文案を考えていただいてもいいでしょうか。議論は先に進めた

いと思います。

○坂本構成員 そうです。今、おっしゃったようなことがうまく表現できればいいと思います。

○新保座長 もしよかったら、御意見を追加していただければと思います。

○佐野構成員 新生児の養育を希望する方はとても多いので、新生児を預かりたいがために研修を受ける流れができることが懸念されます。ですので、補助者という文言が入ることは賛成です。

○新保座長 その懸念されることは、どういうことが起こるといふ懸念ですか。

○佐野構成員 私のかかわっている里親認定で、養子縁組が可能であればしたい。もし不可能であれば、新生児を長期に養育委託したい。里親希望者のほぼ100%赤ちゃん希望となっています。どうすれば、自分がほかの人よりも早く赤ちゃんと出会えるのかと躍起になっている新規里親の方たちが多くあります。この研修を受けることで「新生児里親として認められる」という誤解が起きるのではないかと心配になります。

○新保座長 ということは、あくまでもこの研修は、本人ではなくて支援者であるということを確認しておきたいということですね。

○佐野構成員 はい。

○新保座長 ありがとうございます。

次の項目は、いかがですか。前回のものは、高校3年生ぐらいでアルバイトをしているという表現ではなくて、イメージは、児童養護施設や里親家庭を出て、専門学校とか大学とかに進学をするという子どもたちがいて、もしその子どもたちが社会的養護の領域で、少なくとも学生の間そこで働いてもいいかなと思えば、それが可能になれば、そこで得られた賃金を使って進学をする際の学費の一部として充てるのではないかとというのが1つ懸案としてあったと思います。

もう一つは、社会的養護の支援者に現実になってくれることも多いから、この延長上として、私たちの領域の社会的養護の支援者としてなってくれるための人材確保にもつながるので、現在、施設入所中の高校3年生ぐらいの方がこの研修を受けて、高校を卒業したときから補助者として働けるというルートを用意することは意味があるのではないかとこの御意見であったかなと思います。

これはいかがですか。

○山本構成員 先ほどの専門官の説明と、先ほど新保先生がお話しした説明とですと、2つの要素が入っているということになりますよね。今、言っている意味は、高校3年生在学中にこの研修を受けて、この施設で補助的職員としてアルバイトをする要素ですか。違いますか。

○新保座長 必ずしもその施設とは言っていないです。

○山本構成員 2番目は、高校3年生でこの研修を受けて、そして社会人になるなり、大学生になったときに補助者として雇用できるというところが、ここの趣旨はそちらのほう

なのですかね。ちょっとごめんなさい、私わかりにくくて。

○新保座長 頭の中のイメージが3段階あります。

社会的養護の支援者になってくれる人材を確保したいということが1つ。その有力なルートの中の1つが、現実に社会養護のサービスを受けている人たちであろうということで、これを一つの大切なルートとしたい。そのルートを大切なものとして生かすためには、その高校生たちが施設を出て、もしくは施設から大学などへ進学をする。その場合には、自分の施設から進学する場合もあるし、措置解除などして、それからどこかに引っ越しして、例えば都市に出て、都市の大学などに進学する場合があるかもしれない。その場合に、進学したときに、新しい社会的養護の職場で働くことを可能にするためには、高校3年生のときに研修を受けていて、進学した4月以降、補助的職員として働きやすい状態をつくっておくことが有効なのではないかということが2つ目のことです。

それらを可能にするためには、全体として働き始めるのは18歳以降で構わないかもしれないけれども、研修を受けるということについては、高校3年生の時期、18歳にならないときにおいても、この研修を受けられる仕組みを用意しておいてもいいのではないかと思います、この3つです。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 今、御議論いただいているのは、受講対象者ということなのですが、ガイドラインには対象者として子育て支援員の基本研修を修了した者ということと、それから一部免除、都道府県によっては自主主体者が一部免除することができますということだけ制度的に書かせていただいているのですが、社会的養護のこの専門研修の意義として、人材確保ですとか、その補助者としての厚みをふやしていくとか、いろいろな角度で御検討いただいたときに、受講対象者を今、御議論いただいたような方々も視野に入れて受講できるように促していくような記載を、例えばガイドラインの中に書いていったらどうかということで御議論いただいているという感じでよろしいですか。

○新保座長 はい。

よろしいですか。お願いします。

○芹澤構成員 もう一つ前の講習会を受けてという資格で、ベビーシッターの資格というのが一応あるのかなという気はするのですね。段階的に、ベビーシッターの資格を持って、この子育て支援員の資格があつて、保育士とか社会福祉士という、流れとしてはそんなイメージなのかなと私は思ったので、高校生とかであれば、ベビーシッターの資格を取るということは可能なのではないかなと思うのですが。

○新保座長 今のことが、この社会的養護の専門研修について、高校生は受ける機会を提供しないほうがいいのかという御提案ですか。

○芹澤構成員 しないほうがいいのかとは思わないのですが、しなくてもいいのではないかなとどこかで線引き、18歳というか、大学生ぐらいからが妥当ではないかなという気がする

のですが。

○新保座長 スタートするのは、18歳を過ぎた最初の4月以降からと。

○芹澤構成員 これは私の個人的なイメージですけれども、ではないかなと。

○新保座長 そうすると、まずこの受講対象者の一番上のところはクリアするということになりますよね。

○芹澤構成員 そうですね。

○新保座長 私が申し上げたほうは、この社会的養護の専門研修というのが一つ頭にあります。もう一方で、子どもたちの進学というテーマがあります。進学というテーマは、このワーキングチームの課題ではないですけれども、そういうルートを用意することが社会的養護の支援者になってくれる人材確保につながるのではないかなということなので、4月よりも前に受ける機会を用意したいなという思いがあります。ただ、それが現実的にはよくないのではないかなということもあるのかもしれない。現実には、社会的養護のサービスを受けている子どもたちに対して、その内容についての研修を受けていただくということになります。それは、18歳を過ぎてからでもいいのではないかなという見識があるのかもしれない。それが多分今、課題になっていることだろうと思います。

だから、これは18歳を過ぎた最初の4月以降に初めて受けられるようになるのか、それともその前に受けて、18歳以降、補助職として働けるようにするのか。その見識が我々に問われているのだろうと思います。

いかがですか。

○山本構成員 先生の御提案に、正直言って私もすごくぐらぐらとしたのです。里親支援でたくさん的高校生に出会います。ファミリーホームとか、里親さん宅で生活している子ども、中学校から委託された子どももいますし、でも、その子一人一人が将来に対して真剣に考えていますし、自分の生きる立場とは何のだろうということを真剣に悩んでいますので、私的には一つの道として、高校3年生で受ける要件はつくっておいてあげてもいいのではないかなと思います。それが適切であるか適切でないかは、やはりその子どもさんの支援に当たっている支援者、養育者が十分に考えながら指導・支援すればいいのかなと思います。一つの道としては貴重な道かなと思います。

○新保座長 ありがとうございます。

湯澤構成員、もしよかったらお願いします。

○湯澤構成員 趣旨はとてもよく理解できました。基本的な考え方としては、そういうお子さんほど専門学校や短大や大学に進学をさせたいというのが基本路線ですよね。やはり現場で働きたい養護施設の子どもたちに対して、基本進学を保障したい。高3で補助的職員としても働けるといえるときに、夜間の学校であれば進学のイメージもあるのですけれども、それが何か。

○新保座長 私のイメージは、日中学校へ行って学び、夕方から夜間、宿直、休日などの時間帯の一部を勤務するというイメージなのです。その間、フルに働くのではなくて、月

収で3万円から10万円くらいのイメージ。学費や生活費の一部をまかなうことを入り口として、必要に応じてもう少し長く働けるようにすることで、進学を支える。と同時に、社会的養護分野における人材確保につなげる。

○湯澤構成員 夜間で働く。はい、わかりました。

何かそのあたりで、言葉として出ていったときに、基本認識が共有されればいいのですが、そうではなくてもう進学はできないのだから昼間働くみたいな感じの理解が、誤解されないようにしておくことが大切かなと。

○新保座長 趣旨は理解いただけますか。

○湯澤構成員 そのように書いてあれば理解ができますが、何かもう進学はしないで働くみたいなイメージにもとられかねてしまうので。

○新保座長 全然それは考えていません。

○湯澤構成員 そこを誤解のないようにしておくことが必要だろうと。

○新保座長 ありがとうございます。

○山本構成員 高校3年生のうちアルバイトさせるということではないですよ。

○新保座長 そうです。この案は違います。

○山本構成員 違いますよね。高校3年生で受講して、大学1年生か社会に出たときにそういう道が開けるということですね。

○湯澤構成員 ですから、基本的にはやはり進学を保障しましょうという流れの中で、これを生かすこともあるのではないかという考え方かなと思います。

○新保座長 そうです。その通りですね。私たちは社会的養護にかかわっているので、そこにいる子どもたちに進学をする機会を提供したいという思いを持っています。多分、皆さんもお持ちなのだろうと思います。したがって、子ども自身や施設職員の方々がこの子育て支援員、中でも、子育て支援員（社会的養護）という仕組みを使って、措置解除後等に子育て支援員（社会的養護）になって、大学や専門学校などで学ぶ期間に、並行して宿直や夕方や休日などの就労機会を提供する。そのことで、一定の賃金を得ながらの進学を可能とする。毎日でなくてもよい。そしてさらに、将来的には、卒業後に、保育士や社会福祉士や児童指導員などとして、ご自身の希望で社会的養護の将来を支える正規職員になっていただければより有難い。そこまで考えると、福祉人材確保をも念頭に置いている子育て支援員制度の本来の主旨ともかなりリンクしてくると思います。そのため、子どもたちの進学を支えるという視点から、そして福祉人材確保の視点からも、この制度の情報を積極的にお伝えするということが必要かなと思います。

しかし、入所児童の進学というテーマと子育て支援員制度の当初の主旨とは異なるものであって、たまたまその子どもたちが研修を受けて、たまたま補助職員として働くということがあるということしか今回の報告書には書きにくいのではないかなと思います。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 そうですね。どういう方が受講されるかを想定してカリキュラムを考えていただく必要はあろうと思うのです。でないと、例えば今、議論に

なっています実習時間ですとか、実習の種類、どんどん人が入ってくるのが逆に受け入れられる先の施設のお子さんの二次被害になるのではないかと御意見もございましたので、そのようなことも踏まえた検討のために、受講対象者をどういう方々にするかという御議論をいただいているのだらうということは理解できます。

実施主体が都道府県または市町村と、これも今、議論をしているところではございますけれども、そちらに対して、こういう活用の仕方、こういうことを想定した研修もできるよということを御提案することにまとめるとすれば、例えば、この対象者を想定した場合に、こういうことに配慮すべきということも全てセットして提示しないと、この対象者はいいですよとって、あとは好きに配慮すべき点がなく実施されるのは恐らく先生方の御趣旨ではないと思っていますので、それを含めて、今の御議論は御議論として想定しながら、研修項目を御議論いただきたい。実習の中身とか科目内容を御議論いただいて、結果的にでき上がった全体、基本研修からそのプロセス全てをその対象者の方が受講できるのかどうか。あるいは制度の中で、世の中で少しこの制度が成熟してきた段階で、そういうことに広げるといふ可能性をお示ししていただくということもあるのではないかとお聞きしておりました。

○新保座長 この高校3年生年齢を入れるか入れないかということは、カリキュラムの中身とも関連してくる、実習のあり方とも関連してくるということですね。それを意識しながら、この後の科目だとか、シラバスの内容について御検討いただく必要があるかなと思います。特に今、専門官のおっしゃられたように、実施の内容を制限するものであっては困るかなという感じはしますね。直感的に、後で議論する必要があるかなと感じます。

では、今のところは18歳プラス高校3年生をどうするかというところが入り口としてあるところぐらいでとめておきたいと思います。

次の3ページは、いかがでしょうか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 座長、もしよろしければ、3ページ以降の御意見に関しましては、科目等にも落とし込んでおりますので、科目内容を具体的に見ながら御検討いただいております。

○新保座長 わかりました。それでは、資料3にまいりましょうか。

資料3の具体的な科目について、内容はいかがでしょうか。

だんだんどうの方が受講されるのかのイメージが湧いてきたでしょうか。本体の会議に出させていただいて、私を含めて多くの方がたくさんのお話を盛り込みたくなるのです。だけれども、たくさんのお話をやればもちろんいいけれども、たくさん盛り込めば盛り込むほど、一番基本的なものが薄くなるというリスクもあることは事実かなと思います。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 恐らく本体の研修のほうでは、こちらの議論のように学生というよりはどちらかというところ、一旦子育てを終えた方ですとか、御家庭にいらっしゃる方の掘り起こしという趣旨からスタートしていることもございますので、もちろん学生というか子育て経験のない若い方も想定しているのですけれども、少し生活に余裕を持

たれて、子育て経験のある方、主婦を余り強調しないようにという意見もございましたけれども、そういう保育や子育て支援に関心のある人を幅広く想定していて、しかも基本的な経験として福祉等にも余り今まで携わっておられない、本当にこの子育て支援員で、基本研修で初めて接してみるという方も含まれているだろうという想定で議論されておりました。

○新保座長 はい、お願いします。

○湯澤構成員 前回の議論に出ていたのかちょっとわからないのですが、その支援員になられた方の側の1つは、支援員を望む方自身の権利擁護というのでしょうか、例えばその方々が施設の職員の方から自分が傷ついたと思われるような言葉を言われたとか、子どもからこういうことで御自分が傷ついたとか、そういうことがあり得ると思うのですが、例えばそういうときに、その方自身の苦情解決とか、あるいはスーパーバイズを受けられるのだとか、そういうスーパービジョンという言葉も御存じではないと思うのですが、そういうことはどこに入ってくるのかということが1点なのですね。

それと同時に、やはりチームワークというか、チームケアと言いますか、一人で動くのではないという基本的な職員体制と言うのでしょうか、チームワークで当たり、そしてその中にスーパービジョンとかスーパーバイズを受けられるという体制もあるということ、基本研修も含めてどこかに入ってきますでしょうか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 研修項目の中で、それを子育て支援を目指す方が学ぶべきということでしょうか。

○湯澤構成員 多分すごく必要なのかなと思うのですね。1人で動いてしまうと、あるいは1人で行き詰まったときに、施設の側が逆にきちんとスーパーバイズしようという体制にないと、支援員になられた方の権利も守られないということもあると思うので、双方の側にとって必要なのかなとは思っています。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 それは、例えば支援員の研修を学ぶ方が学ぶものなのか、それとも活用策として子育て支援員の修了者を活用する場合は、こういうことを配慮しようというガイドラインのほうに記載すべき内容なのか。

○湯澤構成員 チームワークとかチームでケアに当たるという考え方は、支援員になる方自身が学ばなければならないと思うのですが、どうなのでしょう。

○新保座長 基本研修の中に秘密保持義務ということと連携という言葉が入っていて、そこでイメージしているものの1つは、その職場内の連携ということイメージすればチームケアに近いのかもしれないですね。

○湯澤構成員 そこに入るならば大丈夫。

○新保座長 そうですね。

○湯澤構成員 それから、スーパーバイズを受ける権利があるとか。

○新保座長 そのスーパーバイズについては、基本研修のところではまだ入っていないと思います。

○湯澤構成員 スーパーバイズを受ける権利もあるし、提供する義務もあるというか、それは基本的にどこかで必要なことだと思うのですけれども。

○新保座長 どこがいいですかね。支援技術のところかな。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 子育て支援員の基本的な心構えとか、そういうものが基本研修のほうで項目がありますね。そちらのほうで、例えば子育て支援員としての認識なり、知識なりを学んでいるという前提であるかと思しますので、子育て支援全般としての概要としては、そちらでということではなかったでしょうか。

○新保座長 そうすると、たしか子育て支援員の中に科目がありますね。その中でスーパービジョンが受けられるということガイドラインに盛り込んでおく必要があるかもしれないですね。自分で解決するだけではなくて、その専門職だとか、上位の職の方に相談をし、自分のかかわり方の内容について適切であるかどうか等を含むスーパービジョンを受けることができる。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 ちょっと本体のほうの資料は、前回参考資料につけさせていただきましたので、今回はちょっと省略して科目の名称だけになっているのですけれども、この中身として具体的に学ぶべき内容ですとか、それから狙いですとかという中に、たしか子育て支援員として身につけるべきことというのがありまして、それを習得した基本研修修了者を前提に専門研修を行うということにはなっております。

○湯澤構成員 その中に入っていればよろしいかと思えます。

○新保座長 その中に入っているかどうかを確認していただきたい。そして、入っていないければ、もちろん入り口しか扱えないだろうけれども、そこを記入していただけないかなというのが今の御提案なのだろうと思えます。多分ごもっともな御提案だろうなと思えます。

もちろんスーパービジョンの技術を学びなさいではないですね。スーパービジョンを受けることができますよということですね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 1人で頑張り過ぎないでとか、1人で抱え込まないでということですよ。わかりました。

○湯澤構成員 その言葉を知っていることが重要だと思います。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 そうですね。では、確認して御回答させていただきます。

○新保座長 ほかに何かあれば。社会的養護の理念のところでしたね。ページから見ていこうと思えます。

1 ページ目はいかがですか。社会的養護の理解、そして権利擁護のところですか。赤のところが入ったというものです。

お願いします。

○坂本構成員 子どもの権利条約または「子どもの代替養育に関するガイドライン」ですが、これは国連のもので、国連がついて、しかも厚労省訳は「子どもの代替

養護に関する指針」になっていたと思うので、ちょっと国の言い方を。

○新保座長 国の名称に基づいて正確に書いてくださいということですか。

○坂本構成員 正確に書いたほうがいいかもしれません。これは本当に示してほしいということで、これについて説明するというものについてを求めているものではないですかね。

○新保座長 はい、ありがとうございます。

お願いします。

○湯澤構成員 (2)の権利擁護・尊厳の遵守のところなのですが、これは母子生活支援施設の利用者の方も対象になるのだとすると、内容で「子どもの」と限定してしまうと、利用者でそこに暮らしている女性、お母さん自身の権利擁護とか最善の利益とかが査証されてしまうので、言葉遣いをどうするか。もちろん子どものだけの施設のほうが多いことは多いのですが、母子生活施設の保護者の方も権利擁護される対象にあるということがわかる言葉を入れておいていただければ。

○新保座長 そうですね。どこかに入っていますか。養育者、支援者というのは、ここで言っている「養育者」というのは支援する側のほうですね。

○湯澤構成員 多分③はそういう側だと理解をしたので、子どもだけではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 御趣旨はわかりました。記載の仕方として、どういう表現をさせていただくとそれがぴったりなのかというのを、もしよろしければ御助言いただければと思うのですが。

○湯澤構成員 全般的には「利用者」という言葉でくくる場合もありますけれども、子どもということがそこで薄れてしまうという恐れもあると思うので「子ども・保護者の最善の利益」とかということが一案でしょうか。

○坂本構成員 ちょっと意見を。

○新保座長 今のものは2ページ目の(4)の話ですか。

○湯澤構成員 はい。

○新保座長 では、御発言をお願いします。

○坂本構成員 ささまざまな意見を言ったのですが、これを自分が講師になってしゃべるという気持ちになってみると、非常にたくさんを求められていて、とても60分ではしゃべれないという感じを受けますね。なので、どちらかと言うと、この中から消していくということ、これはもう少し前の段階の子育て支援員の部分と役割分担していいのではないかというものが何なのか。

○新保座長 もしくは次の段階ということですね。

○坂本構成員 そうですね。次の段階の研修の中身に入れていいのではないかというのがあれば、そういう形でしていったほうがいいのではないかなという気がします。

○新保座長 そういう視点も必要ではないかと思います。

○坂本構成員 市町村ができれば一番いいと思いますけれども、都道府県がするにしても、

これはとても大変だみたいな感じがないようにして、これがスムーズに行くのが大事だと思います。

○新保座長 ありがとうございます。先ほどの湯澤構成員のことはちょっとまだ片づいていないですね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 御趣旨としては、恐らく保護者の最善の利益というところは、子どもの保護者としての保護者であり、ここは支援の対象者である子どもであり、支援の対象者であるお母さんであり、お父さんでありということを中心にということをおっしゃっているのだということはわかりましたので、表現について、また御相談しながら、記載の仕方は検討いただくか、御相談させていただいて、文言を選びたいと思います。

今の御指摘いただいたような趣旨で、やはりガイドラインのほうにどういう趣旨でこの内容を書いているかというところを少し具体的に書いたりする部分と、この科目として、目的としてしっかり書く部分というのは少し分けていく必要があるのかと思っておりますので、そういう視点でもガイドラインのほうでいいか、あるいはこちらの科目・目的としてしっかり書くべき言葉なのかというところでの御議論をいただけたらどうかとも思った次第でございます。

○新保座長 ありがとうございます。ですから、今、これは科目・内容・目的と書いてありますが、次の資料4で御説明いただく予定ですが、この先にガイドラインもあるということイメージしながらこの内容を考えるということかと思えます。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 ただし、先生がおっしゃっていただきましたように、講義内容はここで決定した時間数限りですので、それ以上に内容をガイドラインにも書きますと、この時間内でどういうことを盛り込むかということが問題になると思うのですけれども。

○新保座長 はい、お願いします。

○芹澤構成員 今の意見を含めて、基本研修の内容をちょっと確認してしましたら、基本研修の中でも、子どもの虐待と社会的養護という科目がありまして、その中では、内容としては子どもの虐待の影響、それから虐待の発見と通告、虐待を行われている子どもの行動、子どもの権利を守るかかわり、社会的養護の現状というので、目的の中でも子どもと虐待とその影響を理解するというのと、虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の基本的な対応、それから子どもの権利擁護の概要について理解するという項目がやはり目的として入っていますね。それから、社会的養護の意味と現状、実施体系の概要について理解するというのは、社会的養護を必要とする子どもたちの家庭での状況について理解するという、かなり今のこの項目と重なる部分が基本研修の中に入っているんで、ここをかなりちゃんと精査して、重ならないように調整する必要があるのかなという感じです。

○新保座長 では、今のここというのは、(2)の子どもの権利擁護のところですか。

○芹澤構成員 ごめんなさい。全体の社会的養護の理念の1のところの(1)(2)のあたりかなと。

○新保座長 (1) (2) の両方ということですか。

○芹澤構成員 はい。

○新保座長 どう整理したらいいか御提案をいただくと、よりありがたいのですが。

整理するとなると、やはり基本研修の内容と専門研修の内容とを横に置きながらやらないといけないかもしれませんね。

○芹澤構成員 ちょっとつけ合せてここだけ内容を、極端な話で言えば、社会的養護の理解、専門研修のほうでも社会的養護の概要についてとかと書いてあるのですね。多分この概要について、その理解は前の段階の基本研修でしていただくべき内容なのかなという感じを持つのですが。

○新保座長 それの上に載せるものとしてここに書く。

○芹澤構成員 そのほうがいいのではないかなと思いました。

子どもの虐待と社会的養護という基本研修の中では、一応時間も90分とっていただいている。こちらは60分ですので、90分を受けた上での積み上げということを考えるべきかなと。

○新保座長 そうですね。そうすると、これはちょっと先に行っていていいですか。先に行つて、全体を眺めてみましょうか。その作業は、もしかしたら専門官にやっていただいたほうがいいかもしれないですね。横に置きながらやるという作業を次回までに。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 そうですね。先ほどの対象者のお話ではないのですけれども、基本研修のところでやはり社会的養護のことをしっかり学んでおく必要があるということで本会のほうでおっしゃっていただいています。なので、いろいろ時間数を短くする作業もされたのですけれども、社会的養護はしっかり残ったのですね。それはありがたいことだと思っておりますけれども、その分、こちらの専門研修との整合性をとった内容で、基本研修のほうにこういう項目をしてもらい、こちらでこういうことをするという事は、逆に提案していけることかなと思いますので、御意見をいただいた上で、また御相談もしながら整理したいと思います。

○新保座長 きょうは、それぞれのページの項目について、皆さん方の今の感じられた御意見について、まず発言してください。その上で、それを含めて次回までに専門官のほうで基本研修と専門研修との間で重なるところができるだけないような形で整理いただいた表を用意いただいてよろしいでしょうか。それで確認をしながら次回。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 では、御提案の原案をつくってみますので。

○新保座長 それに向けて、私たちがこのところはどうしても社会的養護の研修の中で入れておきたいなということがあったら、それを特に強調していただきたいと思います。

ちょっと幾つかのことがあるのですが、前回大きく意見が分かれたものをまず少し見てみたいと思います。それは実習についてのところですよ。

5 ページ目をお開けいただいているいいですか。ABC案というのがあります。A案は60分、施設の現場にお邪魔させていただいて、そこで見学をする。見学実習の形で1時間施設な

どで過ごすということです。

2点目は、その時間をもっとより長くにとって、6時間という時間、社会的養護の現場の理解のために施設現場で対応させていただくという実習。

C案は、現場に直接、子どもたちと触れるという現場ではなくて、映像を見るということと、支援者たちとのグループワークということで、子どもに直接かかわらない。これは子どもにかかわることによって、まだ初めての研修を受けていらっしゃる方ですので、子どもたちにマイナスな点があるとよくないのではないかということから、映像と専門職員とのグループワークで演習という形で現場体験のかわりにできないだろうかという御提案なのだろうと思います。

最後のものは、現実その施設にいる子どもたちのことをどう守るのかという視点からの御発言であったと思います。これはちょうどたくさんの実習を受けてほしいという思いと、子どもたちに余り迷惑をかけられないなという思い、その間でのやりとりなのだろうと思います。今までの議論の中で、本専門研修を受けた方々が対応すべき仕事の内容について、少しずつ明らかになってきたと思うので、それに向けて必要な実習、見学、演習などについて御意見を交換していただければありがたいなと思います。いかがでしょうか。

前回、芹澤構成員のほうは、どちらかという施設現場の子どもたちのことが気になるなという御発言でしたね。それから、佐野構成員は、たくさん受けていただかないと困る、そういう側面があるのではないかという御発言でしたね。どうでしょう。

○芹澤構成員 よろしいですか。

○新保座長 はい。

○芹澤構成員 私、その演習という提案をさせていただいたのですが、演習だけでとは思っていないで、一部をやはり演習にできないかという思いで、特に2案の6時間6日間とか、現実的にかなり厳しいかなと。そうしたら、その一部分を演習にして実習時間を減らすとか、あるいはA案とC案を一緒にするとか、A案の見学を私は可能ではないかと思うのです。これがどのぐらいの人数、どれだけが入れるかという、今の段階では想像つかないのですけれども、多分受けられる方、もし可能であったら福祉系の大学生とかでこれを受けられるようになったら、かなりの子が受ける可能性があるかと。それを全部この実習をしていく、さらに主婦の方とか、いろいろな方が受けられるという形になったら、かなりの方が受けられる可能性があって、それを受けられる実際のベースがどこまであるのかなというのを含めて、ただ、施設を見学して、直接そこで施設の話聞くというのはすごく大事なことなのかなというイメージは持っているのです。あとは演習ですとか、場合によっては短い時間で実習をする必要があるのか。組み合わせたらどうかと御理解していただければ。

○新保座長 その場合の見学というのは、子どもたちと直接接する、もしくは母子生活支援施設でしたら、お母様と接するというのをイメージされていますか。

○芹澤構成員 本当に人数がわからないので、もう一つ実習というもの、学習の中での位

置づけというのはすごく大事なのですが、実際のスキルというのは結局現場に入って勉強してもらわないと、実習だけで全てを学んでくるというのは結果的には無理なのかなというイメージを持っておりまして、その基本的な部分をきちっと学ぶということなのかなと思うのですよ。

○新保座長 その学ぶというのは、どこで学びますか。

○芹澤構成員 だから、それは演習とか、施設の見学でイメージを持った上で、例えば子どもたちがこういう行動をしたとき、こういう言動をしたときにはどのように対応することがいいのだろうかとか、そういう知識として学んできて、それを実際に支援員としてかかわった中で、体験を積む中でまたスキルアップしていくのかなと。

○新保座長 今は、社会的養護の領域の実習として何が必要なのか。そして、人数については何人来るかよくわからないという状態の中で基準を決めるというのが今の私たちの仕事ですね。何人来るかわからないということで、何人来るかによって対応方策が変わるという考えですね。

○芹澤構成員 可能性はあると思います。

○新保座長 その場合、変わるといったときに、実習のイメージは、例えば芹澤構成員の施設に20人なら20人がごそっと行くということをイメージされているのでしょうか。それとも、幾つかの施設に分散するということをイメージされているのか、どんなことを皆さんたちはイメージされていますか。

○芹澤構成員 もちろん分散するイメージだとは思ってはいるのですが。

○新保座長 例えば1時間現場に来て、直接子どもやお母さんたちと接することはしないかもしれないけれども、何人ぐらいだったら、その様子を見学することができる、許容できると思われますか。

○芹澤構成員 できるのはできると思うのです。ただ、それだけする意義とかがどうなのかなと。私が思うのは、本当に演習の中で、やはり子どもがこういうときにどう対応したらいいとか、こういうことが起こったときにどう対応しますかということをちゃんと現場の実態に即した演習を繰り返すことで、スキルを身につけてから子どもたちの中へ入っていくほうがいいのではないかなという意味です。

○新保座長 ということは今の御発言は、実習というのは、少なくとも見るというところが上限であると。子どもたちに直接かかわるというところは、やめておいたほうがいいのではないかと御提案だと思っていいますか。

○芹澤構成員 難しいですが、やめるまでいくかどうか。

○新保座長 実習に関しては、ここのところがとても大事なところだと思うのです。前回と意見が変わっているかもしれませんが、どちらかというところやったほうがいいのではないかと。どちらかというところ、少しこわいかなという御意見だったと思うのです。その間でどうするかというのは、私たちが今、とても大事なところだと思うのです。

○芹澤構成員 私が一番言いたかったのは、演習の重要性みたいなものを一番入れていた

だいたほうがいいのではないかなと。逆に実習以上に、見学して横で見ているよりも、実体験として演習を積むほうがスキルアップにつながるのではないかなとということで、演習をとということを行っています。

○新保座長 そうでしたら、C案が一番近いですか。

○芹澤構成員 そうです。C案が。ただ、C案だけでいいとは思ってなくて、だから、例えば施設見学に行って話を聞くということも重要です。

○新保座長 C案の中には、支援者とのグループワークが入っているのですが、これではだめだと。

○芹澤構成員 そうですね。現場へ行って、見てみるということも大切なのではないかなという思いは当然ありますから。

○新保座長 現場に行って何をみますか。

○芹澤構成員 どういうイメージをちゃんと持てるのか、具体的に、例えば施設に行ったら、うちの施設はこういう施設だとか、こういう子どもたちが利用していて、こういうことを施設として実際に取り組んでいますとか、施設の生活のイメージというのがかなりできるのではないかなとは思っていますが。

○新保座長 施設の生活のイメージを理解するためには、施設を見学する。

○芹澤構成員 私は、まず第一歩は見学。普通、社会福祉士でも多くのところでは1回生、2回生で施設見学に行ったり、あとは施設からの実態を施設から来ていただいた方から話を聞いて、その上で演習をして実習に行くというのが社会福祉士での。

○新保座長 今回のものは、イメージとすると社会的養護の研修で、専門演習としては10時間前後、8時間ぐらいから13時間のイメージの範囲内でおさめるということが基本的な1つの枠組みなのかなと思うのですが、その中において、今の目的を達成するために見学をし、映像を見、グループワークを行い、そして支援者との意見交換を行うということ、どういう形で。

○芹澤構成員 これはカリキュラムの中に、これの時間も全て含んでということなのですかね。そうしたら、当然この360分とか書いてあるのは、現実的に不可能ということですよ。

○新保座長 先ほど言った枠組みから言うと不可能だと思いますが、これをもしどうしてもやる必要があるとするならば、時間をどんどん延ばしていくということになると思います。

○芹澤構成員 なるほど。その辺のバランスもわからないのですが、トータルの時間の中にこれが含むのか、含まないのかも。

○新保座長 含むと理解していただいていいですか。

○芹澤構成員 含むということであれば、一番重要になるのは演習ではないかなと私は思います。

○新保座長 そうすると、その演習というのが、例えば仮に10時間というのをイメージし

たら、10時間のうち2時間分は映像とグループワークというイメージでしょうか。

○芹澤構成員 そうですね。

○新保座長 支援者とグループワークをやろうと思えば、当然場所は、これは施設に行くとういことをイメージされますか。施設にお邪魔させていただいて、当然、見学というか、施設の建物に入り、その中を通過し、その中で施設というものを雰囲気とか空気を吸うということはする。そして、その場所にいる支援者の方とお話をするというイメージ、これはやり方によっては、どこかの会場に職員の方に来ていただいて、そこで映像を見てお話をするというやり方もあるけれども、今の芹澤構成員のお話ですと、施設現場にお邪魔させていただくというのが必要なのではないかという御見識でしょうか。

○芹澤構成員 そうですね。私はできるのであれば、見学はやはりしたほうがいいのではないかなと。おっしゃったように空気を吸うとか、本当に生活の場を見学するという形で必要ではないかなと。次に、その中の実習というよりも、私は演習のほうが、実習にかかわる部分というのは、実際に仕事をしていただく中で体験として、当然すぐ積まなければいけないわけですから、演習をみっちりしていったほうが力がつくのではないかなとは思っています。

○新保座長 ありがとうございます。

ほかの方御意見をざっくばらんをお願いしていいですか。

佐野構成員お願いします。

○佐野構成員 私は「社会的養護を理解する」イメージは「児童養護施設」なのですが、児童養護施設の子どもの実際に目で見、関わることでの理解と当初は考えておりました。

ただ、やはりこの支援員を養成するに当たって、かなりの人数がどの程度の日数施設に行くのかということを考えて、やはり現実的ではないなと思っております。

ちょっと意見が変わってきたのですが。

○新保座長 変わって結構です。

○佐野構成員 芹澤構成員がおっしゃったように、やはり演習はすごく大事だと思っています。見学も、施設の理解として、こんなふうに子どもが生活をしている、靴箱にこんなふうに並べて脱ぐ、食事をこんな風に採っているというところを見ることも大事なのですが、やはり人数や日数といった施設の受け入れ体制を考えると、まずは映像を見てもらう。その後演習でその対応について学ぶということを見るとC案が良いと思っています。だとすれば、施設限定ではなく、里親でも可能なのではないかと思います。里親の体験談であるとか、里親の生活をドキュメンタリー的な映像も幾つかあります。その後のグループワークであれば、里親の体験談を聞き、対応について困ったことを話し合うとかできるのではないかなと思いました。

専門研修が終わって、補助的支援員として実際に仕事を始めようとする現場の施設に実習や見学を行うほうが効果的であると思います。自分がどんな専門研修を受けて、どんな支援になるかということが、漠然としている段階よりも、自分の方向性が決まったところ

で実習、見学を行ってもいいのかなと思いました。

○新保座長 今の御意見は、C案をベースにして、施設には行かない、研修の場所というところ、どこかで研修をするのであるならば、施設現場ではなくて、その研修の場所で映像を見て、そしてそこに施設現場の方に来ていただいて、そこで演習を行うというイメージ。つまり、場所はほかの研修内容と同じ場所で、研修施設で行うというイメージですね。場所には行かないと。場所に行くのはこの次の段階であろうということですね。多分こういうことが今、私たちが決めることなのだろうと思います。いかがですか。

はい、お願いします。

○山本構成員 この子育て支援員さんがどこで活用されるかということを考えた場合に、1ページ目にファミリーホームが平成26年までに140カ所、将来は1,000カ所という数字がございますよね。社会的養護の本当に今の流れで行きますと、施設にはかなり難しく思います。滋賀はもう33.1%の里親委託率で、ファミリーホームが11カ所ございます。そういったところで施設にどういう子がいるかといいますと、発達障害でありますとか、大変難しい子が長期にかかわりの難しい親御さんと一緒にペアでいるという現実があります。かなり援助技術が高くなければ、補助員さん自身もつぶれられるという現実、これは全国的にもあるのではないかなと思うのですね。

そうすると、ファミリーホームの補助員というところが、一番活用ということになってきますと、施設での現場理解というのも、皆さんおっしゃるようにC案で、施設といってもいろいろあります。小舎制をとっているところもあれば、まだ大きなお風呂でお風呂に入っているところもあれば、格差が実は大き過ぎるのですね。ですから、1カ所行っただけではわかりません。そうすると、モデル的な映像を見せていただいて、またファミリーホームの映像も見せていただきまして、それこそカリキュラムのところにあります難しいことを、コモンセンスも含めまして、支援技術のグループ支援者とのグループワークに重きを置かれたほうがよい実習、次につながるのではないかなと思います。

○新保座長 そうするとC案だろうと。映像としてどういうものを用意するのかというのはとても大事なものになりそうですね。

○山本構成員 それはとても大事になると思います。

○新保座長 これは、それぞれファミリーホームのことも、里親のことも、それから母子生活支援施設のこともイメージできるようなもの。中でも大事だと思われるのが、ファミリーホームのところだろうということですね。

○山本構成員 そうです。ファミリーホームにポイントを置かないと、この制度は伸びていかないのではないかなと思います。

○新保座長 時間は120分のイメージでいいですか。

○山本構成員 グループワークも含めて、120分はちょっと厳しいですけども。

○新保座長 この2つの場合、映像はどのぐらいの時間。

○山本構成員 30分ぐらい。

○新保座長 映像は30分のイメージ、グループワークが90分のイメージですね。

○山本構成員 はい。徹底して。

○坂本構成員 いいですか。

○新保座長 はい、どうぞ。

○坂本構成員 私は、やはり前に子どもたちと接していただくのは少し難しいのではないかと話をしてきました。ただ、やはりできれば施設なりに行って、その人数にもよると思いますけれども、その場で、その雰囲気の中で、ほかのファミリーホームの映像も含めて映像を見せていただいたりして、そして支援しておられる、育てておられる方々といういろいと話をしてくと。中には、ファミリーホームの方が来てくださってもいいという感じが、一番中間の解決法としてはあるのではないかなと思います。

○新保座長 その場合に、行くべき施設、場所はどこだと思いますか。まだどこに行くか決まっていない人たち、今のところ多分そうだと思うのですけれども。

○坂本構成員 そうですね。今、でもほとんどの部分としては、ファミリーホームでそういうことをするのはなかなか難しいのではないかなと思いますね。5人以内だったら大丈夫と思うのですけれども、それ以上の人数だったら、ファミリーホームという場所は難しいと思います。ですから、施設をお借りしてというのか、施設を見ていただきながら、施設でそういうことができる、人数が入るところはかなりあると思いますので、そこでファミリーホームの方は来ていただいたり、写真を見せていただいたりとか、そういうことをしながら一緒に話し合いするというのが一番現実的ではないかなと。こどもの村は今、大変たくさん見学の方が来られるのですが、やはり子どもたちに直接会っていただくというのは、なかなか日常生活の中で難しいので、小さいホールがありますので、そこでいろいろな映像を見ていただいて、演習でもいいと思うのですけれども、お互いにいろいと話し合いをしていただいて、そういう形をとってやっていますので、それが一番現実的かなと思います。

ボランティアさんの方々もその前に研修しますけれども、そういうときもやはり来ていただいて、直接触れることなしに最初はしていくという形をとっています。

○新保座長 今の御提案はベースはC案であって、今までの議論は多分座学の研修場所と同じ場所という案が1つあったけれども、そうではなくて、施設現場に行って、子どもに直接かかわるのではなくて、施設現場というところで映像を見ていただいて、グループワークをしていただくという、場所をまず変える必要があるではないかということですね。

もしそうであるなら、もう一つ代替案として3つ目の案なのですけれども、私が示させていただきたいと思うのですが、全体を通じては研修会場で見ていただいて、最後は個別の施設を御指定いただいて、その上でその施設に行って、直接映像を見るなり、施設の職員としてお会いする。これはどういう意味があるかという、社会的養護の専門研修を受けていただいた上で、どこかの施設とかファミリーホームとか里親とかという現場で、現実に働いていただくということをこの制度はイメージしているわけで、就労につなげると

いうことを考えるならば、最後是个別的な対応をするということも意味があるかなという気はいたします。その個別的な対応をするということ全員にやると、いきなり最初からやると大変なので、最初は映像を見ていただいて、ある程度の土地勘というか、この施設はこういうことをやっているのだなというイメージを持っていただいた上で、この研修の最後の段階でどこかの施設なり、ファミリーホームなりを訪ねていただいて、そこの職員の方とお話をいただく、そういう機会を用意するという2段階構えということをもう一つ提案させていただきたいと思います。

お願いします。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 それは、例えばその一つを決めてしまうと、それがマストというか、そういうスタイルで必ず設定するということなのか、そうするほうがいいという段階なのか、ちょっとそこは御検討いただきたいと思います。

○新保座長 そうですね。また少し考えなければいけないですね。

○湯澤構成員 今のお話を受けてなのですけれども、このワーキングチームは研修制度についてのワーキングチームなのですが、この制度全体として考えたときに、恐らく今おっしゃられたのはマッチングの問題というのもあると思うのですね。そのマッチング機能というのが、ファミリーサポート制度でもすごく大事だったりしますよね。マッチング機能が有効に機能しているとうまくいくけれども、そこが余りうまくいっていないところの地域では、何か難しいとかいろいろあると思うのですけれども、そもそもこの支援員はマッチングというのはどういうふうにするのかとか、やはり実習生と同じで、この人はここには向くけれども、ここにはちょっと難しいかもしれないとあるように、やはりその支援員によって、ここだったら活躍できるけれども、ここだと少しなじみにくいかもしれないということがあったり、あるいは施設の側から見たら、逆に受け入れを2名やりたいけれども、やはり適性を見たいから実習をしたいとか、うちは実習は要らなくて、こういう仕事なのだとか、施設によってもいろいろ受け入れ態勢が違うので、一概には言えないけれども、どうマッチング機能をつけるのかということが、多分、次の課題としてあるのかなと思いました。

○新保座長 そうですね。多分、この社会的養護の部分の研修が終わった後のマッチングなのか、この研修の中におけるマッチングなのか、それはわからない。先ほどの私が提案させていただいたものをこの研修の中に含めるとするならば、中でもうマッチングをやらなければいけないということになると思いますけれども、そのあたりをどう考えるのかというのは、多分私たちがある程度見識を示さなければいけないのかなと思います。

ただ、もう一回原点に戻って、この子育て支援員の研修をどういう方が受けるのかということイメージしていると、余り高いハードルを上げていると現場が物すごく苦勞することになると思います。そして、長続きしないという可能性があるので、そのあたりのことも私たちはもう一つ考えなければいけないかなと思います。

私が先ほど提案させていただいたものは、個別なことをやるということは、もう既にち

よっと高望みをしているのかもしれないです。

お願いします。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 本体の基本研修のほうでいろいろ議論されたプロセスというものがあつたと思うのですけれども、最終的にミニマムと言いますか、基本のところをして、その間に、保育も含めいろいろなコースのどこに進みたいか。それこそマッチングというか、御自身の中で振り返りをさせていただくということで、最後の7時間プラス1時間の振り返り時間をグループワークでとるか、レポートでとるかという、少し御自身を振り返っていただくというプロセスがまず基本研修にございます。それを踏まえて、この専門研修の中でも最終的に、実習に行かれる前にマッチングというプロセスを入れるのか。あるいは、カリキュラムを一旦固めて、その終了した方であれば、これだけのカリキュラムを終えた方であれば、こういうところまで可能だと考えるのか。そこは御議論いただく必要があるところだと思います。

○新保座長 基本研修のことをイメージすると、先ほど御提案いただいた研修場所で、座学と同じところでまずビデオを見ていただいて、1回閉じて、その上で次のステップとして、先ほど坂本構成員から御提案があつた施設現場やファミリーホームなどに訪ねさせていただいて、そこでまたお会いするというやり方のほうが現場ではやりやすいのかな、現実には動きやすいのかなという感じはしますけれども。これは、ほかの講義科目の時間数との関係、どこまで私たちがこの制度に盛り込むのかという判断なのかなと思います。

もし何かあつたらお願いします。いかがですか。

どうぞ。

○佐野構成員 実習のところですよ。結構です。

○新保座長 実習のことをやっていて、あと15分しか残りが無いので、まず申しわけないなと思います。ですけれども、今とても大事なことをやっていると思うのです。この制度の根幹に関することかなと思います。

残り15分ですが、もうこうなればどこからでもという感じで。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 今回ぜひごらんいただきたい部分が、資料4の16ページをごらんください。

前半のほうも科目とか内容の御意見に従って加筆修正をしておりますけれども、新たにつけ加えたのがこの16ページ以降でございます。活用策についてということで、これまでに出ていた御意見を自治体のほうで活用していただくときに参考にしていただけるような形で示そうとしております。本当にたたき案として示させていただきましたので、今までに出てきた意見を踏まえて、事務局としてつくらせていただいた部分があります。ふさわしくない部分もあるかもしれませんが、表現の仕方としましても、先ほどのこういう条件が整うのであればこういうことも可能であるとか、例えば人数がこれだけの人数であれば、こういうふうにしてもいい。あるいは実習はこの人数に限るほうがいいのか、活用する際にこういうことを配慮すべきということも盛り込むほうがよいのかどうか。そういう

ことを含めて、活用策のあらわし方につきましても、御意見をいただけたらと思っております。ちょっと考えるためのたたき案として、こういう形で示してみました。こちらのほうもごらんいただければと思っております。

○新保座長 16ページ以降ですね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 16ページ以降です。

○新保座長 何かお気づきのことはございますか。

○芹澤構成員 済みません。

○新保座長 どうぞ。

○芹澤構成員 私、実はすごく気になっていまして、実は前回に新保先生からすごくいい提案をいただいたのに、私ちょっとスルーしてしまっていたので載っていなかったのも、ひとり親家庭の貧困とか、再就職という問題が非常に大きな問題として出ている中で、それらの活用において、新保先生から前回御提案いただいて、その後意見を求められたのに、ちょっとそのときに違うことを考えていたのでちょっとうまくコメントができずにスルーしてしまったために、ちょっとそれが載っていなかったのもとても残念だなと思っております。載せられるかどうかは別としまして、母子生活支援施設に入所されているお母さん方、あるいは地域のひとり親家庭もやはり安定した仕事であるとか、そういうものへのまさにステップアップの第一歩として、こういう子育て支援員の資格を取って、子育てをしている経験を生かしながら仕事をされるというのはすごく有効なことかなと思っております。

○新保座長 そうですね。ありがとうございます。

では、お願いします。

○山本構成員 済みません、私はきょうは2つのことを絶対お願いしようと思ってきたうちの2つを言っているんですか。

○新保座長 はい、お願いします。

○山本構成員 まず、里親の現任研修と書いてくださっているのですけれども、養育里親の研修と合体できるような形でいわゆるこの受講をしていけば、養育里親のポイント制と書いてくださっているのですけれども、科目的に養育里親の研修を免除できるというのがないと自治体はすごく大変だと思うのです。受けるほうも大変で、そこがもうぜひ養育里親研修と合体した形で行っていただきたいということが1点。

この子育て支援員の制度をファミリーホームのガラス張りの養育というところでぜひ活用していただきたいというところなんです。それがいけないと言っているのではないので、誤解をしないでいただきたいのですけれども、ファミリーホームの場合、自分のお子さんを補助員に設定されていたり、お嫁さんを設定されたりしてまして、身内だけでファミリーホームを固められるというファミリーホームが今後ふえてくる。そうすると、養育の内容が全くガラス張りじゃなくて、お金の使い方も含めまして、私ども里親支援事業をやっているのでいろいろなところが耳に聞こえてしまって、このファミリーホームの制度を進

めるためにも、この子育て支援員をたくさん導入していただいて、会員さんを入れていただくというところで、ファミリーホームに補助員としてその身内ではない人を入れなければだめだよというところをぜひ御検討いただければなど。そのための子育て支援員制度の活用というところで、ありがとうございます。長くて済みません。

○新保座長 ありがとうございます。

ほかに。

はい、お願いします。

○湯澤構成員 済みません、今のガイドラインのところの講師要件、一応ウのところ母子生活支援施設。

○新保座長 何ページですか。

○湯澤構成員 全てです。講師要件のウのところ母子生活支援施設を入れたほうがよろしくはないかなということ、複数にまたがっているので、項目1-(1)から、講師要件のウのところ、乳児院と養護施設しか出てこない。

○新保座長 そうですね。まず入れていただく必要がありますね。

それ以外に、児童自立支援施設とか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 それも先ほどと一緒に「など」としているところで、全部書きますと、ほかの施設がだめというわけではないかということで、例示をさせていただいているのです。

○湯澤構成員 なるほど。そうすると、その場合は、どこか最初に「など」にはこういうものも含まれると書いておかないと、やはり母子生活支援施設も本当に社会的養護の中でなかなか位置づけられてこなかった経緯があるので、やはり入れておいていただければいいかなと思います。

あと長だけではなくて、「など」にはもちろん主任の職員とかも入ると思うのですけれども、何か職員レベルの主任、何と言ったらよいか、そのところも入っていたほうが現実的かなと思いました。

○新保座長 今の「など」というのは、施設の範囲がどこまであるのかというイメージと、それから職位としての長だけなのかということの両方があるかなと思うのですが。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 そうですね。書きました段階ではそういう例示でしたけれども、講師要件につきましても御検討いただきたい項目でして、ざっくり書くことで研修内容が全国共通のものになりますので、その研修内容の質を担保できるのかという視点も含め、どういう表現なり指定の要件を定めるのがよいのかということは、御意見いただけたらと思っております。

○新保座長 そうですね。少し考える必要がありますね。ちょっと頭を冷やして考える必要がありますそうですね。講師要件については次回に回させていただいていいですか。

ちょっと今手を挙げていただいていたいました。お願いします。

○坂本構成員 何か相談業務に5年以上と児童相談所に詳しく書いてあって、あとは長に

なっているので、先生がおっしゃったように少し頭を冷やして考えましょうか。

○新保座長 これは皆さん、私も含めて宿題として、講師要件について考えてきましょう。現実的に動いて、かつ水準を落とさないで済む方法ですね。それを考えないといけないと思います。

ほかに。

どうぞお願いします。

○佐野構成員 科目ですが、「3. 支援技術」の遊びについてです。最初に遊びを取り入れたほうがいいと申し上げた理由の1つに、やはり子どもと一緒に遊べない大人では子育ての支援員にはなれないということと、それからやはり補助職員になるためには、自分の武器というかツールを持っていたほうがいいという意味で御提案しました。

この内容を見てみますと、座学的なことが多いですね。意義だとか、何々を理解するだとかということが多いです。もちろん体験も入っていますが、実際に体験型のものに、演習が主ということにさせていただくほうがいいのではないかと思います。その前後に配慮すべきことはしっかりとこれは講義を受け、その後に、以前に坂本構成員がおっしゃった幾つか要件を取り入れ、子どもの遊びの専門の先生に教えてもらう。これは里親の現任研修の中でもとても大事だと思っているところですので、座学というよりは演習を手厚くという内容にしていきたいと思います。

○新保座長 そうですね。前回のイメージはそうでしたね。座学ではなくて演習のイメージということでしたね。

ほかに何かありますか。

はい、お願いします。

○湯澤構成員 細かい点なのですが、科目の「(8) 緊急時の対応」の目的の中に加害者対応と言いますか、DV加害者や虐待加害者で施設から連れ戻してしまうみたいな、そういうのがすごくリスク対応で大きいので、そこを入れておいていただけると厚いかなと思います。

○新保座長 どうぞ。

○芹澤構成員 先ほどの「3. 支援技術」の新しい番号(7)になった支援のところなのですが、この間、①の「傾聴と共感等のコミュニケーション」と変えたのですが、この内容のところはもうコミュニケーションスキルにさせていただいて、目的のところに「対人援助の基本である軽重と強化・メッセージの伝え方について理解する」という形にさせていただいたほうが、文章としてわかりやすいのかなと思ったのですが。

○新保座長 12ページでいいですか。

○芹澤構成員 ごめんなさい、3ページです。

○佐野構成員 科目のほう。

○芹澤構成員 科目のほうです。3ページの真ん中の訂正された(7)の支援技術の中の目的のところの①が「傾聴と共感等のコミュニケーション」となったのですが、

コミュニケーションスキル」という形にさせていただいて、目的のところを「対人援助の基本である傾聴と共感・メッセージの伝え方について理解する」という形でいかがかなと。

○新保座長 メッセージの伝え方ということは、内容の中から「コミュニケーション」という言葉がとれるということですか。

○芹澤構成員 そうです。内容については「コミュニケーションスキル」だけにしてしまって、目的のところを「対人援助の基本である傾聴と共感・メッセージの伝え方について理解する」という内容にさせていただいたらどうかということですか。

○新保座長 特段の反対がなければ、そのように整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

よろしいですか。本来はここで基本的に締めたいたいものなのかな、時間的に言うところかなと思うのですが、ちょっと無理かなという感じがして、次回にもう一回ここをやらなないといけないのかなという気がするのですけれども、そういう日程でも可能でしょうか。もし無理だったら、皆さん方からの御意見をいただいて、事務局のほうで整理させていただくということをしなればいけないのですけれども、いつがいいですか。今後の日程等どういうスケジュールでこの仕事を進めていくのかということですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 これまで皆様からお伺いしました日程で、なかなか皆様の御予定が合いませんので、次回11月17日月曜日2時～4時を予定しております。その次が、12月15日を予定しております。それが一番少なくとも4名以上の日なのですけれども、皆さんが全員そろえる日がありませんでした。

○新保座長 15日は何時ですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 11月17日月曜日は午後2時～4時を予定しております。12月15日は午前ですね。10時から12時です。

○湯澤構成員 いつがですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 12月15日の月曜日は午前10時から12時です。

○湯澤構成員 15と17が続いてあるということですか。

○新保座長 次が11月17日。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 11月が17日で、12月が15日です。半月ぐらいずつずれているのですけれども。

○新保座長 繰り返し私のほうで確認させてください。会議の予定は、今のところ2回予定されていて、11月17日月曜日の14時～2時間ぐらい、その次が12月15日月曜日の10時～12時ということ、この2つですね。それで、ここで終わりにしたいということですね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 ちょっと本体の予定が16日に各専門研修のまとまったものを全部出すということになっていまして、ぎりぎりなのです。タイトに本日も来ていただきまして、御検討もいただいているのですけれども、ちょっと全体の子育て支援の基本研修を踏まえた、今までの御議論も踏まえて御意見をまとめていかないとはいけませんので、御協力をぜひよろしくお願いします。

○新保座長 そうすると、あと2回で私たちがやるべきことは、今回提出されている資料の内容を検討すること以外に何かやるべきことはありますか。ガイドライン。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 今まで出ている中ではこれだけなのですが、御議論の中でいろいろ派生しているのですね。それで、一応カリキュラムの内容と、それからそれを実施する自治体にこういう内容のことを実施してほしい、こういう基準で実施してほしいというガイドラインを示すということを用意しております。ただし、社会的養護のコースだけは何か業務が決まっているわけではなく、活用策という形でいろいろな期待を込めて、どう展開していったらいいかということを活用策の中に盛り込みたいということがございますので、ちょっと幅広に御検討いただいていると思うので、それをどれだけ盛り込めるかということになります。

ですので、マストで絶対入れないといけないものと、活用策としていろいろ工夫して、工夫する場合にはこういうことを抑えるべきだという御意見と分けて御検討いただきたいと思っております。

○新保座長 そうすると、次回の11月17日はきょうの内容をもう一回より深めるということではよろしいですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 カリキュラムは確定したいと思っております。

○新保座長 カリキュラムは次回確定したいということですね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 ぜひ。時間数とカリキュラム内容ですね。

○新保座長 それは12月15日ではなくて、11月17日の段階で確定したい。そうすると、12月15日には何をしますか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 15日にはガイドラインの詳細と、それからその活用策として、先ほども御意見ございましたけれども、例えば養育里親研修に盛り込むとすれば、それも自治体の実施している研修になりますので、断言するという形よりは、こういう活用ができるということを示すべきかと思うのですが、その場合に、この子育て支援の研修だけでよしとしてしまってもいいのか、養育里親とするときには幾つかこういう項目を補うべきと、フォローする必要があるのかということも含めて、具体的に実施していく自治体が動きやすいような具体的な活用策を載せないと、おっしゃるようになかなか活用できないと思うのですね。ですから、できるだけ具体的に活用策を示したいというのがあります。

○新保座長 わかりました。ではあと2回のうちの最初は科目と時間、つまり社会的養護の研修の枠組みについては次回決めるということです。決めるに当たって、必要な情報などということは、お気づきになられた時点で専門官のほうにメールでお送りいただければよろしいでしょうか。

私にいただいたメモから言うと、12日までと。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 基本的にはそれぐらいにさせていただけると。

○新保座長 まだもうしばらくありますね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 1週間ぐらいです。

○新保座長 11月12日までにお気づきの点を専門官のところにメールでお送りくださいということですね。

それで、次回11月17日の会議のときに科目と時間についてももう決めるということだそうです。その決めたものに基づいて、その詳細、そして実施の際のガイドラインなども含めて、12月15日、2回目の会議のときに行い、かつ活用策についても私たちとしての提案をするという方向で進めたいということのようです。

はい、どうぞ。

○坂本構成員 この研修会を今、自治体ではどこがするのかということなのですが、福岡市の場合は里親研修は児童相談所がしているのですね。この研修は、社会的養護を担当している自治体の本庁部分がするのかしらとも思うのですが、イメージとしてはどこをイメージしておられるのですかね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 決定していません。ちょっとガイドラインの中にも入れておりますけれども、委託することもできるとしてありますので、その判断をするのが本庁側としても、実際の演習先を、例えばですけれども施設のほうにお願いするとか、里親支援機関に委託するという可能性もあろうかとは思っておりますが、その実際できるということを含めて、このカリキュラムが決まらないと検討ができないと思いますので、そういうことを、できるだけ自治体がそれを使って、挙げていただきました活用策に結びつくような研修科目、現実的なところを示していきたいというのが事務局の思いでございます。

○新保座長 いいですか。

○坂本構成員 はい、いいです。

○新保座長 ほかによろしいですか。

この議論を進めていくと、もう少し情報を集める必要があるかなと思います。実際に活用される施設だとか、ファミリーホームの団体などから意見聴取をしていただくということを事務局にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

私たちは私たちでできることを一生懸命考えましたが、団体の方たちの御意見をお聴きいただくことをしていただきたいと思います。お手数をおかけします。

○鈴木家庭福祉課長補佐 承知いたしました。それにつきましては、次回報告という形でさせていただきますと思っています。

○新保座長 ありがとうございます。

時間を過ぎてしまったので、このあたりで終わりたいと思います。

きょうはそれぞれ御意見をいただいて本当にありがとうございました。

それでは、終わりにしたいと思います。ありがとうございます。